

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成22年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 一関市
- 2 事業の種類 骨寺村荘園遺跡山王窟駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 岩手県一関市巖美町字板川地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、一関市が策定した骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく施設の整備であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。

従って、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である一関市は、骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく本件施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

一関市巖美町の本寺地区に存在する骨寺村荘園遺跡は、国史跡に指定されるとともに重要文化的景観に選定されたことから注目を集めるようになり、来訪者は年々増加傾向にある。

骨寺村荘園遺跡は広範囲にわたって9つの史跡が点在しており、その全てが私有地に存在していることから容易に立ち入ることができない中で、山王窟は地権者の厚意によりガイドの案内があれば容易にその遺跡を体感することができる数少ない場所となっている。

しかしながら、付近に来訪者のための駐車場はなく、一般者は山王窟へ接続している市道に路上駐車をしている状況であり、混雑時には路上駐車した車両が国道との接続部分にまではみ出し、通行の妨げとなっている。

また、路上駐車した車両が国道に出る際、国道がゆるいカーブであることから見通しが悪く危険な状態となる。さらに、山王窟及び矢びつダムの眺望を楽しむ人達が国道に停車し、通行に支障をきたしているばかりでなく、来訪者にとっても大変危険な状態となっている。

一関市が策定した「骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画」においても、来訪者等の受け入れに必要な駐車場等の施設を整備することとしていることから、来訪者の利便性及び安全性の確保を目的とした駐車場の整備が喫緊の課題となっている。

今回の事業により、駐車場や駐車場内に四阿を整備することによって、市道、国道への路上駐停車や見学者を駐車場へ誘導でき、来訪者及び見学者の安全性の確保と利便性の向上を図ることができる。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

当該事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）対象事業に該当していないが、起業者が任意で行なった調査によれば、保存すべき希少動植物の存在は確認されていない。また、埋蔵文化財についても特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、通行に支障をもたらす路上駐車解消とともに、来訪者の利便性及び安全性の確保を目的とした駐車場の整備である。

本件事業に係る起業地については、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮して選定した4つの候補地について比較検討が行われており、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

現在、山王窟付近には駐車場が無いことから、国道への通行に支障をもたらす路上駐車が認められ、通行に支障をきたしている。また、来訪者にとっても大変危険な状態であるため、この状態を解消しようとする本事業は、早期に施行する必要があると認められる。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所骨寺荘園室